

## 平成30年度 第1回奈良市住居表示審議会会議録

開催日時	平成30年10月11日（木）午後2時00分～午後2時30分	
開催場所	奈良市役所北棟6階 第21会議室	
議 事	1 開会 2 住居表示審議会委員の紹介 3 出欠状況の報告 4 議題 諮問第1号～4号について 5 閉会	
出席者	委 員	伊藤委員、碓井委員、大矢委員、小橋委員、七原委員、堀川委員、松田委員 <b>【計7人出席】</b> （植野委員、近藤委員、鹿谷委員、宮委員、山荘委員は欠席）
	事務局	園部市民活動部長、南浦地域活動推進課長、中室課長補佐、鈴木係長、岡本係員
開催形態	公開（傍聴人0人）	
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・署名委員を伊藤委員に決定。</li> <li>・諮問1号～4号については、審議の結果、諮問どおり答申することとなった。</li> </ul>	
担当課	市民活動部 地域活動推進課	
<b>議事の内容</b>		
3 出欠状況の報告		
<p>審議会委員総数12名の内、出席委員が7名であったため、奈良市住居表示審議会規則第5条第2項により会議が成立したことを報告した。</p>		
4（1）諮問第1号～4号について		
<p><b>諮問第1号 「住居表示に関する法律第3条第1項の規定による住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について」～東登美ヶ丘一丁目隣接押熊町～（押熊町の一部）</b></p> <p><b>【事務局による諮問第1号の内容についての説明】</b></p> <p>・住居表示を実施する区域と方法を定める案件である。当該区域住宅地への進入路は、東登美ヶ丘一丁目側からしかなく、地域生活圏としては東登美ヶ丘一丁目となっている。また、この地域は隣接押熊町とは高低差があるため、押熊町からの進入は出来ないようになっており、緊急自動車の遅れ等が起こらないようにするための変更である。</p> <p><b>【各委員の意見・質疑等】</b></p> <p>・このような一部の地域だけでも住居表示はできるのか、また、その周辺の今回の該</p>		

当地域ではない押熊町については、押熊町の道から出入りすることができるのか。  
→（事務局）今回、侵入路が東登美ヶ丘側からしかない8世帯が対象となっており、少ない世帯数ではあるが、地元住民から要望書をいただき、万が一、緊急自動車の遅れ等の可能性もあることから、町名変更の必要性の高い地域であると認識しており、実施を検討している。その周辺の押熊町については、このような侵入路の問題は起こっておらず、押熊町側から入れるようになっている。

・編入される押熊町は、他の東登美ヶ丘一丁目の住所の並びと合致するように番号を設定するのか

→（事務局）編入部分の宅地に関しても、他と同じように「東登美ヶ丘一丁目何番何号」という番号を新たに設定するので、周りとの整合性は取れるようになっている。

### 諮問第2号「住居表示に関する法律第5条の規定による町の区域の合理化について」～東登美ヶ丘一丁目隣接押熊町～（押熊町の一部）

#### 【事務局による諮問第2号の内容についての説明】

本案件は、諮問第1号の関連案件であり、東登美ヶ丘一丁目隣接する押熊町の一部を東登美ヶ丘一丁目へ編入するための「町の区域の合理化について」に関する案件である。現況に関しては諮問1号と同様である。

【各委員の意見・質疑等】 特になし。

### 諮問第3号「住居表示に関する法律第3条第1項の規定による住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について」～中登美ヶ丘五丁目隣接二名町～（二名町の一部）

#### 【事務局による諮問第3号の内容についての説明】

二名町の一部を中登美ヶ丘五丁目へ編入するための案件である。

当該区域住宅地の地域生活圏としては中登美ヶ丘五丁目の一部となっており、この地域は(株)近鉄不動産が開発している登美ヶ丘1 1次2期住宅地（3工区）土地区画整理事業区域であり、先に完了した（1・2工区）については、既に住居表示を実施している。

今回の案件は、工期の関係で後になっているが、開発事業区域としては一体のものであることから、中登美ヶ丘五丁目への編入を実施し町界をわかりやすくしたい。

#### 【各委員の意見・質疑等】

二名町の住居表示実施対象世帯が今現在0になっているのはどうしてか。

→（事務局）これから新たに宅地が造成される区域であり、今現在人は住んでいないので対象世帯0である。今後、117世帯分の宅地が開発工事により、造成される予定である。

「住居表示に関する法律第5条の規定による町の区域の合理化について」  
～中登美ヶ丘五丁目隣接二名町～（二名町の一部）

【事務局による諮問第4号の内容についての説明】

諮問第3号の関連案件であり、中登美ヶ丘五丁目に隣接する二名町の一部を中登美ヶ丘五丁目へ編入するための「町界・町名変更」に関する案件である。

現況内容については、諮問第3号の説明と同様である。

【各委員の意見・質疑等】 特になし

審議の結果、諮問第1号～4号については、諮問どおり答申することとなった。